

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和6年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	市は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則、並びに年金生活者支援給付金支給の支給に関する法律、年金生活者支援給付金支給の支給に関する法律施行令及び年金生活者支援給付金支給の支給に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」、「特別障害給付金市町村事務処理基準」及び「年金生活者支援給付金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 資格喪失の申出 8 氏名変更の届出 9 住所変更の届出 10 住所変更報告書 11 手帳の再交付の申請 12 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 13 届書の送付又は報告 14 届書の再提出 ② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書、申出書、届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 年金額改定請求書等の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 7 産前産後免除に関する届出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付申出 10 保険料免除及び納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14 届書の送付及び再提出 【特別障害給付金市町村事務処理基準のうち】 1 特別障害給付金請求書の受付 2 現況届及び支給調整関係届等の受付 3 請求書の送付及び再送付 【年金生活者支援給付金市町村事務処理基準のうち】 1 年金生活者支援給付金請求書の受付 2 所得・世帯状況届又は所得状況届の受付 3 請求書等の送付及び再送付 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 宛名システム 4 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46、128の項
--------	-----------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民生活部市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所市民生活部市民課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在するいずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	国民年金システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

[illegible]